

## 悪徳商法事例 – 西日本防災システム

神戸市での住宅用火災警報器に関する悪徳商法事例が公表されていますのでお伝えします。  
どうか皆さん 御気をつけ下さい！ 御近所のお年寄りのお宅にも ちょっと目配りを！！

**事例1** 平成23年6月、神戸市兵庫区で高齢女性が「消防署で購入した住宅用火災警報器が天井から落下したので付け直してほしい」と消防署を訪れた。消防署が住宅用火災警報器を販売をすることはないと伝えて事情を聞くと、5ヶ月ほど前に「消防署から来た」という人物から住宅用火災警報器1個を現金**3万円**で購入したとのこと。さらに機器は天井に両面テープで乱雑に貼り付けられていたため、落下してしまっただけです。契約書や領収書等も受け取っていませんでした。

**事例2** 平成22年10月、神戸市灘区で70歳の女性が家にひとりしていると、男がやってきて住宅用火災警報器を1個設置されました。代金は**3万円**と言われましたが、手持ちの1万円のみ支払うと、一ヵ月後に残金を請求に来ると言って帰りました。(業者名、連絡先等名乗らず、契約書・領収書等も無いためクーリング・オフできず)その後、家族が確認したところ、機器自体はNSマーク(日本消防検定協会の鑑定合格証)が付いた機器であったそうです。

**事例3** 平成22年10月、加古川市内で高齢女性が家に一人にいるときに、50歳前後の男が「住宅用火災警報器の設置が必要です。」と言って部屋に上がり込み、「5個必要です」と**31,500円**を現金し、「後で取り付けに来ます」と言って帰ったきり戻って来ませんでした。領収書の電話番号にかけたがつながりませんでした。

**事例4** 平成22年9月、三木市内において、「住宅用火災警報器の設置が必要で、まだ付けていないのはあなただけ」と言われ、1個の設置で**15,000円**を現金で支払いました。あとで機器を調べたところ、NSマーク付き機器であったが電池と本体をつないでおらず、作動しない状態のまま取り付けられていました。

**事例5** 平成20年2月、姫路市内で高齢の女性宅に男性2名が訪れ、「住宅用火災警報器が法律で必要になった、みんなもう設置している、費用は**8万円**かかる」と言って、火災警報器のようなものを見せたそうです。女性が「手持ちがない」と断ると、「とりあえず頭金だけでもいい」と言われ、2万円支払ったところ、「領収書を取りに行く」と言って出て行ったまま、設置もせずに戻っては来ませんでした。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 